

医療法人社団一葉会 佐用共立病院 (介護予防) 居宅療養管理指導運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団一葉会 佐用共立病院（以下「事業所」という。）が実施する指定（介護予防）居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）居宅療養管理指導の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）居宅療養管理指導の提供を確保することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、より良い居宅療養が行えるように配慮し、居宅管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとします。

- 2 事業所は、居宅療養管理指導の提供に当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業所は、居宅療養管理指導の提供に当たって、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。
- 4 前3項のほか、介護保険法令その他諸法令を遵守し、事業を実施します。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 医療法人社団一葉会 佐用共立病院
- (2) 所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用1111番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりです。

- (1) 医師 1名以上
医師は、居宅を訪問しての計画的かつ継続的な医学的管理や居宅サービスを利用する上での留意点及び介護方法について指導及び助言を行います。
- (2) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、主治医等が薬剤管理指導を必要と認めた利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関する指導及び助言を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝祭日、お盆及び年末年始を除きます。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分
土曜日 8時30分から12時30分

(居宅療養管理指導の種類)

第6条 事業所で行う居宅療養管理指導の種類は、次のとおりです。

- (1) 医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- (2) 薬剤師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(利用料等)

第7条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けます。

- 2 前各項の費用の支払いを受けたときは、利用者に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- 3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者に対し、事前に文書で説明をした上で、新たな料金に基づく支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、佐用町全域とします。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(緊急時における対応方法)

第10条 居宅療養管理指導等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医への連絡をし、適切な措置を講じます。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のため、従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した居宅療養管理指導等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に

対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

- 2 事業所は、提供した居宅療養管理指導等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
- 3 事業所は、提供した居宅療養管理指導等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会による調査に協力するとともに、連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告します。

(秘密保持)

第13条 事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して利用者及びその後見人または家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその後見人または家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(記録の整理)

第14条 事業所は、居宅療養管理指導等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団一葉会が定めます。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行します。

附 則

この変更規程は、平成31年4月1日から施行します。